

修理を頼む前に「とりあえず やってみよう！」

土日祝日や早朝夜間などの修繕の費用は、割増料金などで個人で負担する金額が高額となる恐れがあります。
修繕が必要となった時、入居時に皆様にお配りしている「とりあえず やってみよう！」の説明書をご覧ください。



「とりあえず やってみよう！」
を確認し応急処置後、
平日の昼間にご連絡を！



【県営住宅】入居期限延長について

入居期限付き(10年)の県営住宅に入居されている方のうち、以下の要件に該当する世帯は申請により入居期限の延長ができます(※1)。会社から満了のお知らせを2年前よりお送りします。また、期限満了日からおおそ3か月前に会社から延長申請書をお送りします。ご案内をよくお読みいただき、手続きをしてください。

期限満了の2年前から県営住宅の入居者募集(1・4・7・10月)へ応募が可能となります。

要件	一般住宅	子育て支援住宅
18歳未満の子を扶養している世帯	○	○
夫婦ともに40歳未満である世帯	○	○
名義人または同居の親族に70歳以上(期限満了時点)の方がいる世帯	○	×
名義人または同居の親族に障がいをお持ちの方がいる世帯(※2)	○	○

- ※1 家賃滞納・収入超過・県営住宅条例、施行規則、入居要綱等の入居要件に該当しない方は延長が認められません。
- ※2 障がいをお持ちの方がいる世帯とは、次の世帯をいいます。
 ・1～4級の身体障がい者手帳の交付を受けている方がいる世帯
 ・1～2級の精神障がい保健福祉手帳の交付又は1～2級の精神障がい年金証書の交付を受けている方がいる世帯
 ・㊤、A、Bに該当する療育手帳の交付を受けている方がいる世帯
 ・障害の程度が「恩給法」別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症までまたは別表1号表ノ3の第1款症の戦傷病者手帳の交付を受けている方がいる世帯

県営住宅だより

令和5年12月号
NO.125



年末年始の休業日は、12月29日(金)から1月3日(水)まで

年末年始、土・日曜日、祝日など埼玉県住宅供給公社の休業日及び営業時間外に、漏水、断水、汚水管の逆流など、緊急時の連絡は「緊急受付センター」となります。修繕の箇所や内容によっては、入居者のご負担になりますので、予めご承知おきください。



年末年始などの緊急修繕
緊急受付センター TEL 048-829-2890

埼玉県住宅供給公社

【営業時間】

午前8:30～午後5:15 (土日祝日及び12月29日から1月3日を除く)
〒330-8516 さいたま市浦和区仲町3-12-10

公営住宅部

(県営住宅課) TEL048-829-2875 (県営住宅収納課) TEL048-829-2876
(県営住宅課駐車場担当) TEL048-829-2864

技術部

(公営住宅技術課) TEL048-829-0081

大宮支所 〒330-0805 さいたま市大宮区寿能町2-131 TEL048-645-1772
川越支所 〒350-1101 川越市の場2218-4ベルアート301号室 TEL049-227-6408
熊谷支所 〒360-0826 熊谷市赤城町1-147-2 TEL048-524-7963
岩槻支所 〒339-0007 さいたま市岩槻区諏訪3-3 TEL048-794-7146

自治会活動 飾花事業 ～熊谷玉井住宅～

毎年、自販機を設置している自治会へ公社の利益の一部を活用した住宅政策貢献事業の取り組みのひとつとして花の苗を配布しております。今年は10月ごろに苗を配布しました。今回、熊谷玉井住宅自治会から配布時の写真を頂きましたので、ご紹介いたします。

毎年パンジーの花をいただきありがとうございます。今回は約20名の住民の皆さんに集まっていただき協力しながら楽しく作業することができました。
昨年も好評だったので今回は前回よりも多く苗をもらい、植え込み作業をしました。団地に花があることで見栄えもよく明るくなるねと話していました。
来年もまた楽しみにしております。



火災に注意しましょう！

冬になると空気が乾燥し、調理中の出火、たばこ、電気器具・暖房による火災が発生しやすくなります。お住まいの皆さん一人ひとりが注意し、火災を防ぎましょう。外出の際は必ず火の元の確認をしましょう！

【火災の主な原因】

- 寝たばこ
- 台所の火の不始末
- ストーブからの引火
- トラッキング現象
(コンセント付近のほこり等)
- 子供の火遊び



- 消防**119番**への連絡
- 家族・近隣住宅への連絡
- 避難
- 一酸化炭素中毒の回避

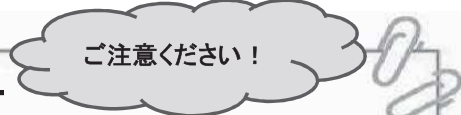
火災が発生させると、皆さんの部屋だけではなく、周辺にお住まいの方に迷惑をかけることになり、復旧費用が発生する場合があります。
また、もらい火や消火活動によって家財の損害を受けた場合、「失火の責任に関する法律」により、失火者からの損害賠償を受けられないことがあります。
万一に備えて、家財や第三者への損害を補償する賃貸住宅向け火災保険(家財保険や個人賠償責任保険)に加入しておくことも、皆さん自身を守るにつながります。

退去する際は事前のご連絡を忘れずに

退去する際は必ず**15日前までに管轄支所へご連絡ください！**



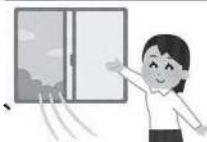
埼玉県県営住宅条例等で住宅を退去(明渡し)する際は退去日の15日前までの届出が必要と定められています。退去することが決まったらすみやかに管轄の支所までご連絡ください。
退去の手続きや退去検査日についてご説明がございます。なお、月の途中で退去される場合の家賃は日割り計算となります。



- 例えば1月31日に退去予定の場合・・・
- 1月15日に支所へご連絡 ➡ 予定通りに1月31日に退去が可能です
 - 1月20日に支所へご連絡 ➡ 最短で2月4日が退去日となります
(※2月1日～4日の日割り家賃が発生します)

結露防止対策をしましょう

寒い朝、外気と室内の温度差が大きいと窓ガラスなどに水滴がつきます。これが結露です。結露をそのままにしておくと、壁や天井にカビが発生したり、家具、畳などが腐りやすくなります。



日頃の住まい方を工夫すれば、結露を防いで快適な生活を送ることができます。

- ★ 窓ガラスや壁についた水滴はすぐにふき取る。
- ★ 家具の配置を考え、空気の流れをよくする。
- ★ 押し入れ内には荷物を詰め込まず、スノコを敷くと効果的です。
- ★ 十分な換気を行い、部屋全体の乾燥を心がけましょう。

自治会の見守りサポーター登録受付中

見守りサポーターとは、県営住宅に定期的に来訪される事業者及び団地自治会のなかで、入居者の方の「見守り」についてボランティアによる共助の取組に賛同いただいた事業者等を登録するものです。サポーターの皆様のご協力により大切な命を救うことができます。登録をご希望される自治会は、管轄支所へご連絡ください。(※すでに約2/3の自治会にご登録いただいております。)

